

## 廃食器の回収・リサイクルの開始について

### 1. 目的

多治見市は、平成 10 年度に策定した「循環型社会システム構想」の施策により、平成 12 年度から 23 分別の資源回収を行い、ごみの減量・再資源化を進めてきた。今回、家庭廃食器についても資源回収及び分別を行い、廃食器から陶磁器への再資源化を推進するもの。

### 2. 開始時期

平成 22 年 10 月から回収を始めることを目標としている。

### 3. 回収方法

拠点回収を行う予定。当初は、廃食器の分別（資源になるもの（無料）、ならないもの（有料））について市民へ十分な理解を願うため、3 処理センター及び公民館で回収を始めたい。

### 4. 廃食器の回収に向け、実施する業務内容として次のとおり検討・調整を行う。

#### (1) 回収場所の選定（回数・時間等を含む）

- ①場所：三の倉センター、大畑センター、笠原クリーンセンター、公民館
- ②収集：月に 2 回程度を想定しているが、回収量に応じて対応する。
- ③時間：施設の開場時間内

#### (2) 粉砕業者へ委託（選出）

粉砕施設にて廃棄物の処分を行う場合、岐阜県知事が許可した施設（処理能力が日量 5 t 以上の施設）、及び届出の施設（処理能力が日量 5 t 未満の施設）であることが条件のため、適合する業者を選出する。

現時点では土岐市の業者が適合している。

#### (3) PR 方法と分別資料作成

- ①廃食器の分別を市民へ周知するため、広報の折込みで配布する「廃食器の分別マニュアル」を作成する。
- ②廃食器の拠点回収を市民へ周知するため、回覧板を広報と共に市内町内会へ配布する。
- ③FMピピでの啓発。

#### (4) 廃食器の分別と保管

回収した廃食器を分別する作業員への指導、リサイクル廃食器は、大畑センター内施設で保管する。

#### (5) 収集運搬

- ①多治見市が行う。回収（回数・時間帯の検討）及びルート調整を行う。
- ②土岐市の粉砕業者となった場合は、運搬に関し土岐市との協議を要する。

5. 回収開始までのスケジュール表

準備業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月
回収場所の選定		→				
粉砕業者へ委託				→		→
分別資料作成 (カラー印刷)		→		→		
市民へのPR (回覧、広報、FM)		→				→
分別業者契約・指導				→		→
分別・保管場所		→		→		
収集運搬		→			→	